

世田谷区立野毛青少年交流センター「宿泊利用のご案内」

1. 野毛青少年交流センターでの宿泊について

若者の交流や社会体験の機会の提供、また、国内外の交流自治体等による若者の交流など、宿泊を通じて若者の学びと成長、人間関係の広がりを創出することを目的としています。

宿泊の主な対象は中高生世代以上の若者ですが、若者を中心とした多世代の交流の場としても活用していただけます。

2. 利用対象

- (1) 世田谷区に活動拠点を有している団体であること。
- (2) 青少年の団体又は青少年の健全な育成を目的とする団体で、構成員の総数が5人以上の団体であること。
- (3) 区、他の地方公共団体又は公共的団体

3. 利用条件

- (1) 宿泊の趣旨を理解し、ご利用ください。
- (2) 中学生以下の利用者がある場合は、その全員の保護者の同意と相当数の保護者または成年の指導者の同行が必要です。
- (3) 高校生及び高校生に準ずる利用者の場合は、その全員の保護者の同意が必要です。また、成年の指導者の同行をお願いします。
※宿泊団体の代表者が、別紙「保護者全員の同意を得ている旨の報告書」（区様式）を提出してください。
- (4) 使用の目的または条件に違反した場合や、他人に迷惑をかけたリ施設等を損傷するおそれがある場合は、承認の取消しや使用を禁止することがあります。

4. 利用人数

1回につき40人以内

(内訳) 3階寢室の最大宿泊人数：24人（ベット／12人×2室）

※内8人（4人×2室）は、身長150cm程度の方用になります。

2階和室の最大宿泊人数：16人（和室／8人×2室）

※寢室を利用する際は、男女別の部屋割りにしてください。ただし、小学校就学前の児童の場合はこの限りではありません。

5. 宿泊で専用利用できる施設

施設名	和室		食堂 厨房	交流室	寢室	
	I	II			I	II
宿泊定員	8名	8名			12名	12名
面積	12畳	12畳	45㎡	48㎡	24㎡	24㎡

6. 宿泊で専用利用できる時間

午後4時から翌朝10時までの間をお願いします。

※それ以外の時間の施設の専用利用については、別途ご相談ください。

7. 利用料金

無料です。ただし、シーツ使用料及びガス設備使用料については、別紙「使用料について」のとおり実費相当額の負担をお願いいたします。

なお、区が使用する場合は使用料は免除になります。

8. 宿泊日及び回数

通常期間は原則として、1泊2日または2泊3日です。

ただし、7月21日から8月31日までの間（以下「夏季期間」という。）は、1泊2日のみとなります。

(1) 通常期間の宿泊

通常期間は下記のパターンで1泊2日または2泊3日の宿泊利用をお願いします。

パターン1：金曜日から1泊2日

パターン2：金曜日から2泊3日

パターン3：土曜日から1泊2日

パターン4：土曜日から2泊3日（月曜日が祝日の日に限る）

パターン5：日曜日から1泊2日（月曜日が祝日の日に限る）

※ただし、1週間に1団体の利用に限らせていただきます。

(2) 通常期間の特例

特例として、下記の期間内は（1）のパターンにかかわらず宿泊利用ができればご相談ください。（休館日を除く。）

② 4日以上連続した連休期間：土・日曜日と祝日が連続して4日以上続く場合。

② 春季休暇：世田谷区立中学校の春季休暇期間。

③ 冬季休暇：世田谷区立中学校の冬期休暇期間。

(3) 夏季期間

週2回（月・木曜日）のメンテナンス日を除き、下記のパターンで1泊2日の宿泊利用をお願いします。

パターン1：火曜日から1泊2日

パターン2：水曜日から1泊2日

パターン3：金曜日から1泊2日

パターン4：土曜日から1泊2日

パターン5：日曜日から1泊2日

(4) その他

その他、区長が認める場合は前記に限らず宿泊利用ができます。

9. 宿泊手続きについて

宿泊には予約と申込み手続きが必要です。また、夏季期間は宿泊利用が集中することが予測されるため、通常期間と方法が異なります。

(1) 通常期間

①予約の方法

利用日の属する月の2ヶ月前の最初の日（その日が休館日の場合は直後の開館日）から宿泊を開始する日の7日前（7日前が土曜日の場合は金曜日の日中）まで口頭または電話で受け付けます。受付時間は午前9時から午後8時です。（先着順です。）1団体1回まで申込みできますが、利用日の属する月の1月前に空きがある場合は追加での申込みができます。

※例／5月15日から宿泊する場合は、3月1日から予約を受け付けます。（3月1日が休館日の場合は3月2日です。）

②申込み手続き

予約後10日以内に別紙「宿泊計画書」を提出してください。

宿泊当日の7日前（7日前が土曜日の場合は金曜日の日中）までに「野毛センター使用申請書」（区様式）及び、別紙「宿泊者名簿」を提出してください。期日迄に提出がない場合は、予約が取り消されますのでご注意ください。

申込み後「野毛センター使用承認書」をセンターから受け取り、内容をご確認ください。

宿泊当日までに、「保護者全員の同意を得ている旨の報告書」（区様式）を提出してください。

(2) 夏季期間(平成31年度)

①予約の方法

5月1日から5月8日までに、夏季期間の申込用紙（別紙「夏季期間宿泊予約申込書」）を持参またはファクシミリ・メール・郵送で提出してください。

抽選の上、5月15日までに「結果通知」を郵送します。結果通知発送をもって予約が完了となります。

②申し込み手続き

5月25日までに「野毛センター使用申請書」（区様式）及び別紙「宿泊計画書」を提出してください。期日迄に提出がない場合は、予約が取り消されますのでご注意ください。

申込み後「野毛センター使用承認書」をセンターから受け取り、内容をご確認ください。

宿泊当日までに、「保護者全員の同意を得ている旨の報告書」（区様式）を提出してください。

※宿泊枠に空きがある場合は、5月15日から通常期間の方法で予約を受け付けます。

10. その他

- (1) 宿泊利用を取り消す場合は、速やかにご連絡ください。また「野毛センター使用承認書」はセンターに返却してください。
- (2) 利用団体が施設を損傷したり滅失させた場合は、相当の損害額を賠償していただきます。
- (3) 宿泊に伴う利用者の保険等については、利用団体の責任で加入してください。
- (4) 午後9時から翌朝午前9時までの間は警備員が常駐します。

★宿泊に関する詳細は、「宿泊利用の流れ」でご確認ください。

使用料について

世田谷区立野毛青少年交流センター

1 シーツ使用料

※シーツ、掛け布団カバー、枕カバーの実費相当額です。

区分	料金
1人	400円

2 ガス使用料

区分	ガス使用の有無	風呂使用の有無	料金
1団体	使用	使用	440円
	使用	無し	260円
	無し	無し	0円

※1泊あたりの料金です。2泊の場合は2倍の料金になります。